

平成29年3月2日

沖縄県土地家屋調査士会 御中
沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 御中

那覇地方法務局不動産登記部門

桐友会における協議結果について

本年2月22日に開催された桐友会において、協議された別添要望事項3)、審議事項1)について、下記の回答します。

記

1 (要望事項)

登記申請時の税務通知の添付を不要としていただきたい。

(回答)

登記申請時の税務通知は、市町村の固定資産税の賦課、徴税事務の円滑化に寄与するために、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、地方税法第382条第1項の規定により、登記完了後10日以内に当該市町村にその旨を通知すべきものとされています。

税務通知の添付については、貴会から提出されたQ&Aでは「不要」との意見もありますが、今後も、引き続き、登記事務の円滑化を図るため、図面を添付する登記申請については、申請書及び図面の写しを添付していただきますよう御協力お願いいたします。

2 (審議事項)

14条地図作成作業に係る仕様書の歩掛を公表していただきたい。

(回答)

歩掛は、公表できません。

その理由は、14条地図作成作業に係る予定価格が明らかになるため。